

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 平成29年3月10日付け28建政技第285号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 平成29年3月10日付け28建政技第286号）に示すとおりです。

1 業務の概要

（1）業務名及び箇所名

平成30年度 県単公園管理事業に伴う松本平広域公園陸上競技場整備検討調査業務
松本平広域公園 松本市 今井

（2）業務の目的

本業務は、2027年開催予定の第82回国民体育大会および第27回全国障害者スポーツ大会を見据え、総合開・閉会式会場および陸上競技会場となる松本平広域公園陸上競技場の整備方法を検討するものである。

（3）現施設の概要

完 成 昭和52年（1977年）

仕 様 日本陸上競技連盟公認 第1種陸上競技場

トラック 400m 9レーン 全天候ウレタン舗装

スタンド 地上3階 鉄筋コンクリート造、屋根500席分、エレベーターなし

照 明 約30ルクス

収容人数 20,500人（メインスタンド6,500人、芝生席14,000人）

（4）業務内容

ア 航空法等関係法令を遵守しつつ、少なくとも次の3案について、施設規模（照明等の高さを含む）、概略の形状、配置・方向、施工方法、影響予測（休止期間、競技運営、公園利用、周辺環境）、概算費用などを検討し、比較評価を行う。

A案 既存施設改修案

現行の日本陸上連盟の第1種公認仕様を可能な範囲で満足すること。

B案 建替え案（既存施設撤去）

現行の日本陸上連盟の第1種公認仕様を満足すること。

C案 新設案（既存施設存置）

現行の日本陸上連盟の第1種公認仕様を満足すること。

比較評価にあたっては、利便性（競技場、公園施設）、経済性、施工性、周辺環境への影響、工事中の利用制限、施設管理の容易性などを指標とする。

なお、各案の検討にあたっての留意点は以下のとおり。

①各案共通

- ・国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の円滑な実施に資すること。
- ・観客席は20,000人を確保すること。

②A案

- ・原則として、現競技場の躯体、フィールド及びトラックを活用する。
- ・雨天走路は場外への設置も可とする。
- ・照明は本設が不可の場合、仮設または可動式とする。
- ・諸室は場内再編を原則とし、不足する場合は増設とする。
- ・バリアフリー対応として、少なくともエレベーターを新設し、スタンド内に車いす席を設置する。

③B案、C案

- ・原則として、公園敷地内とする。
- ・競技場の方向は、気象条件、公園施設配置、高さ制限等を考慮して決定する。

イ PPP/PFI の導入可能性の検討

ウ 基本設計に必要な諸元の整理

(5) 技術提案を求める具体的内容

ア 高さ制限や国体施設基準を確実に満足できる、各案の具体的な検討方法

イ 検討案の比較評価方法（指標等）

ウ 障がい者利用への配慮方法

エ PPP/PFI の導入可能性の検討方法

(6) 履行期限

平成 31 年（2019 年）9 月 30 日

(7) 留意事項

- ア 長野県設計業務等共通仕様書、長野県建築設計業務委託共通仕様書及び土木、営繕に関する各種技術基準等を遵守すること。
- イ 業務遂行のために必要となる資料等については、借用書を提出して貸与を受けること。
- ウ 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。
- エ 業務の打合せ回数は 6 回以上とし、第 1 回、第 3 回及び成果品納入時の打合せには管理技術者が出席すること。

(8) 成果品

詳細は電子納品に係る実施要領による。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（造園）、または建築コンサルタントを有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年月 4 日 15 日告示第 717 号）に基づく登録のある者、または建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所登録のある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分、及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項に基づく事務所閉鎖の処分を受けていない者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。

- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 同種または類似の業務の実績を有すること。
日本陸上連盟による第1種または第2種公認（いずれも予定を含む）の陸上競技場について基本計画または基本設計（耐震改修に係る基本設計は除く）の実績を有していること。※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成15年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。
- (11) 当該業務の実施体制
- ア 管理技術者として次のいずれかの者を配置すること。
- ・技術士（都市及び地方計画）の資格を有し、かつ造園部門に係る業務に関し三年以上実務の経験を有する者
 - ・一級建築士
- イ 照査技術者として次のいずれかの者を配置すること。
- ・技術士（都市及び地方計画）の資格を有し、かつ造園部門に係る業務に関し三年以上実務の経験を有する者
 - ・一級建築士
 - ・管理技術者との兼務は不可とする。
- ウ 担当技術者として次のいずれかの者を配置すること。
- ・技術士（都市及び地方計画）の資格を有し、かつ造園部門に係る業務に関し三年以上実務の経験を有する者
 - ・認定技術管理者（造園）の資格を有する者
 - ・RCCM（造園）の資格を有する者
 - ・一級建築士
- エ 委託の主要部について、再委託及び技術協力が無いこと。
- (12) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (13) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
- イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する、又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合。ただし、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社である場合を除く。）
- ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
- エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
- オ 事業協同組合とその構成員

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程(昭和52年月4日15日告示第717号)に基づく登録建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録の状況を記載すること。

イ 保有する技術者の状況(専門分野の技術者の状況)

- ① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
- ② 資格は、技術士、認定技術者、RCCM(造園)、一級建築士とする。
- ③ 1人の技術者が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。
- ④ 専門分野別技術者数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 同種または類似の業務の実績

- ① 法人としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
- ② 掲示の日から過去15年以内に完了した業務を対象とする。
- ③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、本業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の技術者について記載すること。
- ② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術者の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒390-0852 長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 維持管理課 公園管理係

(課長) 山崎 直人 (担当) 清水 範浩

電話 0263-40-1981

FAX 0263-48-1216

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成31年1月17日(木)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

なお、選定された技術提案書提出者名は、契約締結後、公表する。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタントまたは一級建築士事務所登録	・登録の有無
2 技術者の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術者の在籍状況	・有資格者の有無 ・有資格者の経験の有無
3 同種又は類似の業務の実績 (会社)	・同種又は類似業務の内容	・同種又は類似業務の有無
4 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定技術者の有無
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選定は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端技術であるなど、技術協力を求めることが妥当であるか) ・技術協力を求める先の選定は適正か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)をFAX及び書面により、平成31年1月21日(月)までに長野県松本建設事務所長から発出する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、長野県松本建設事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に書面により行う。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

③ 受付方法 原則としてFAX(回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること)による。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

ア 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。

イ 参加表明書の提出者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表する。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ① 主な業務経歴は揭示の日の前日から過去 10 年以内に完了した業務とする。(平成 20 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務。)ただし、「同種又は類似業務」は、平成 15 年 4 月 1 日から揭示の日の前日までの間に完了した業務を対象として記載すること。
- ② 委員会、学会活動等は、現在及び過去 3 年間の実績を記入すること。
- ③ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- ④ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

- ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがある。
- ② 費用の積算にあたっては設計技術者単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から平成 31 年 1 月 21 日 (月) まで (受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。)

ウ 受付方法 FAX または電子メールとする。

エ 回答期限 平成 31 年 1 月 24 日 (木) 午後 5 時

オ 回答方法 長野県ホームページに掲載。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成 31 年 1 月 31 日 (木) (提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 1 部

エ 提出方法 持参または郵送とする。 郵送した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認すること。 ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

オ その他 提出期限を過ぎての技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。技術提案書の補足説明資料がある場合には、ヒアリング時に提出することが出来る。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

技術提案書の提出該当者に対しては、31 年 1 月 21 日 (月) までに、ヒアリングの日時、場所等を連絡する。

ア 予定日 平成 31 年 2 月 4 日 (月) (現在の予定。なお、変更の場合がある。)

イ 場所 長野県庁 (詳細については決定次第連絡する。)

ウ 時間 各者 30 分～1 時間を予定 (提案者の数により変更あり。)

エ その他 パソコン、プロジェクターの持ち込みは可とする。 技術提案書の補足説明資料がある場合は 15 部提出。

(7) 技術提案を特定するための評価基準

技術提案は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表は、契約締結後、公表する。(但し、提案名は特定した者のみ公表)

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (28点)	管理技術者 (15点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・日本陸上連盟による第1種または第2種公認(予定含む)の陸上競技場について基本計画または基本設計(耐震改修に係る設計は除く)の実績があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な業務経験を有しているか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (8点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・日本陸上連盟による第1種または第2種公認(予定含む)の陸上競技場について基本計画または基本設計(耐震改修に係る設計は除く)の実績があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
動員計画及び費用 (10点)	技術者動員計画、費用		・効率的な技術者動員計画(費用)となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (47点)	高さ制限や国体施設基準を確実に満足できる、各案の具体的な検討方法 (25点)		・それぞれの案が想定される制約条件を確実に満足できる検討方法であるか
	検討案の比較評価方法(指標等) (8点)		・適切な指標を設定し検討案を比較評価できる方法であるか
	障がい者利用への配慮方法 (8点)		・競技者、観覧者等障がい者の利用に配慮した検討方法であるか
	PPP/PFIの導入可能性の検討方法 (6点)		・当該施設の性格を踏まえた検討方法であるか
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評点の合計(100点)			

(注1) 担当技術者を複数名(3名まで)配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。評価は代表技術者1名に対して行う。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定したものに対して、長野県松本建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特

定理由)を書面により、長野県松本建設事務所長から通知する。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、長野県松本建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求められることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含めない。)に書面により行う。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

③ 受付方法 FAXまたは電子メールによる。

なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。

④ 回答方法 FAXまたは電子メールによる。

(10) 業務予算額 42,000千円(税込)

(11) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却しない。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

5 その他

(1) 関連資料の閲覧

前記2に該当する者は、以下により関連資料の閲覧ができる。閲覧を希望する場合、3(4)の担当者に事前に電話で申し込み指示に従うこと。

ア 閲覧可能な資料

① 陸上競技場第1種公認基本仕様

② 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会関係に関する資料

③ 松本平広域公園の配置図等

④ 現在の陸上競技場の各種図面、耐震診断結果

⑤ 信州まつもと空港に関する資料(航空制限、風向データ等)

⑥ 平成26年度 県単松本平広域公園(運動施設)機能向上検討事業に伴う調査・検討業務

イ 受付期間 平成30年12月27日(木)から平成31年1月11日(金)まで

(受付時間は午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く)

ウ 閲覧期間 平成31年1月7日(月)から平成31年1月16日(水)まで

(受付時間は午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く)

(2) 既存施設の現地確認

松本平広域公園陸上競技場の現地確認を希望する場合は、3(4)の担当者に事前に電話で申し込み指示に従うこと。

ア 受付期間 平成30年12月27日(木)から平成31年1月11日(金)まで

(受付時間は午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く)

イ 現地確認期間 平成31年1月7日（月）から平成31年1月16日（水）まで

（確認時間は午前9時から午後4時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く）

（3）参加表明及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、死亡、病休、または退職等の極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

（4）支払条件

各会計年度における支払限度額は、以下のとおりとする。

平成30年度 契約金額の 0%の金額

平成31年度 契約金額の 100%の金額

ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがある。

(参考)

項 目		期 間	備 考
現地確認、 関連資料閲覧	受付	平成30年12月27日(木)から 平成31年1月11日(金)まで	
	現地確認、資料閲覧	平成31年1月7日(月)から 平成31年1月16日(水)まで	
参加表明書	提出	平成31年1月17日(木)午後5時まで	
	非該当の通知	平成31年1月21日(月)までに発出	・説明請求 左記の翌日から10日以内 ・回答 説明を求める書面を受理した日の翌日から10日以内
技術提案書	質問	掲示日から 平成31年1月21日(月)午後5時まで	
	質問回答	平成31年1月24日(木)午後5時まで	
	提出期限	平成31年1月31日(木)午後5時まで	
	ヒアリング	平成31年2月4日(月) 予定	
	特定者・ 非特定者への通知	平成31年2月8日(金) 予定	・説明請求 左記の翌日から10日以内 ・回答 説明を求める書面を受理した日の翌日から10日以内